

## 京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、スタートアップ支援や起業家のコミュニティ形成に取り組むコワーキングスペース・シェアオフィス運営事業者等を支援し、本市の産業の活性化と発展に寄与することを目的に実施する、京都市イノベーション拠点人材育成補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、コワーキングスペース・シェアオフィス（以下「拠点」という。）とは、複数の利用者がワークスペースを共有する形態の施設とする。

### (補助対象者)

第3条 本事業の対象となる補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 京都市内に所在する拠点の運営事業者、又は京都市内に所在する拠点を利用する事業者であること

(2) 拠点の主な利用者が、創業予定の個人、創業10年未満の中小企業又は個人事業主であること

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる者は補助対象者としな

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者

(3) 営業に関して必要な認可等を取得していない者

(4) 京都市税を滞納している者

(5) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

### (補助率及び補助金の額)

第4条 補助率は補助対象経費の2分の1以内とし、補助上限額は50万円とする。なお、補助金の額は、予算の範囲内において交付する。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

### (補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年2月19日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、別表1に掲げる経費のうち、前条に規定する対象期間内に支払いの全てを完了し、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。

(交付の申請)

第7条 条例第9条の規定による申請は、京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 拠点の概要又は申請者の事業内容がわかるもの(会社パンフレット等)
- (2) 京都市税の納税義務を有する者は納税証明書(未納がないことの証明)

2 補助金の交付申請は、1補助対象者につき1回限りの申請とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、条例第9条による申請の受付期間終了後30日以内に、別表2に掲げる審査基準に従い審査し、条例第10条各項の決定をするものとする。なお、審査は非公開とし、審査の途中経過並びに審査結果についての問合せには応じない。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当と認めるときは、京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市イノベーション拠点人材育成補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 条例第13条の規定による申請の取り下げは、前条の規定による交付決定通知書を受領した日から起算して30日以内に行わなければならない。

(変更等の承認の申請)

第10条 補助事業者が、条例第11条第1項第1号及び第2号の規定に基づく補助事業等の内容又は経費の配分の変更等に係る市長の承認申請を行う場合は、速やかに京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付変更申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助金額に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 補助金額の変更が3分の1以内の減額であるもの

(変更等の承認)

第11条 市長は、前条に規定する変更等の申請があったときは、内容を精査のうえ、その承認又は不承認を決定し、京都市イノベーション拠点人材育成補助金変更承認通知書(第5号様式)により補助事業

者に通知するものとする。

(事業完了の報告)

第12条 条例第18条の規定による実績報告は、第8条第2項に規定する交付決定通知日以前に事業を完了している補助事業者にあつては、交付決定通知日から14日を経過した日までに、交付決定通知日以降に事業を実施予定である補助事業者については、当該事業の完了日から14日を経過した日、又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、京都市イノベーション拠点人材育成補助金実績報告書(第6号様式。以下「実績報告書」という。)に以下の書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 経費の支払いを確認できる書類(領収書等)の写し
- (2) その他、事業の実施内容を確認できる書類等

(補助金の交付額の決定)

第13条 市長は前条の規定による事業完了の報告があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付額を決定し、京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付額決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付は、補助金の額を決定した後に、補助事業者が指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の支出を明らかにした書類を整備し、5年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による書類の整備に当たっては、補助対象事業と補助金の交付の対象とならない事務又は事業とを明確に区分することができるようにしなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第16条 市長は、補助事業者が第3条第2項各号又は条例第22条第1項各号に該当すると判明した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 条例第22条第1項にかかわらず、市長は、補助事業者において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、交付予定額若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱又はこれに基づく交付条件若しくは指示に違反したとき
- (2) この要綱に基づいて提出された書類に虚偽の記載があつたとき
- (3) 補助金を使用せず、又は補助金の交付の目的に反して使用したとき
- (4) その他不正があつたとき

(その他必要な条項)

第17条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項は産業観光局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

**【補助対象経費】**

経費の区分	内容
<b>（1）京都市内に所在する拠点の運営事業者</b>	
研修費	<p>支援人材の育成につながる、研修の自主開催又は、講座・イベント・交流会（公的機関（大学含む）が主催又は共催するものに限る）への参加費等の経費</p> <p>例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修講師に対する謝金（旅費を含む）</li> <li>・研修開催に必要な物品購入費、機材賃借料</li> <li>・支援人材育成講座の参加費（旅費を含む）</li> <li>・スタートアップの協業先となり得る企業・大学等とのネットワークを構築するイベント</li> <li>・交流会への参加費（旅費を含む）</li> <li>・支援人材のスキルアップにつながる書籍や映像コンテンツの購入に要する経費</li> </ul>
受験・検定料	<p>伴走支援に必要となる財務・会計、知的財産関連の国家・公的資格の受験料及び検定料</p> <p>例）税理士、中小企業診断士、弁理士、日商簿記検定、知的財産管理技能検定 等</p>
イベント開催費	<p>支援人材が主体となり、運営する市内コワーキングスペース・シェアオフィスにおいて開催する、スタートアップ支援、コミュニティ形成、コミュニティの充実を図ることを目的としたイベント・交流会・シンポジウム等の経費</p> <p>例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント登壇者に対する謝金（旅費を含む）</li> <li>・イベントを周知するための広告費</li> <li>・イベント開催に必要な物品購入費、機材賃借料</li> </ul>
<b>（2）京都市内に所在する拠点を利用する事業者</b>	
イベント開催費	<p>拠点を利用する事業者が主体となり、京都市内に所在する拠点において開催する、スタートアップ支援、コミュニティ形成、コミュニティの充実を図ることを目的としたイベント・交流会・シンポジウム等の経費</p> <p>例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用する拠点の会場使用料</li> <li>・イベント登壇者に対する謝金（旅費を含む）</li> <li>・イベントを周知するための広告費</li> <li>・イベント開催に必要な物品購入費、機材賃借料</li> </ul>

**【補助対象外経費】**

- ・消費税、地方消費税及び振込手数料
- ・補助対象期間内に契約・支払が完了できない経費
- ・補助対象であることの確認ができない経費
- ・その他、補助が適当でないと判断したもの

別表2（第8条関係）

**【審査基準】**

項目	詳細
(1) 京都市内に所在する拠点の運営事業者	
経費の妥当性	スタートアップの事業拡大に向けた伴走支援や、共通の技術や課題意識を持った起業家のコミュニティづくりを行う人材の育成につながる経費であるか。
運営施設の事業内容	運営する拠点が、スタートアップや起業家等が入居又は利用し、スタートアップ支援や起業家のコミュニティづくりなどに力を入れているか。
運営施設の利用者層	起業家や外国人など、多様な人材が集まり、イノベーションが生まれる施設であるか。
(2) 京都市内に所在する拠点を利用する事業者	
経費の妥当性	スタートアップの事業拡大に向けた伴走支援や、共通の技術や課題意識を持った起業家のコミュニティづくりにつながる経費であるか。
事業内容	実施するイベントが、スタートアップの事業拡大に向けた伴走支援や、共通の技術や課題意識を持った起業家のコミュニティづくりにつながる内容であるか。
これまでのイベントの開催実績	起業家や外国人など、多様な人材が集まり、イノベーションが生まれるイベントの開催実績があるか。

第1号様式（第7条関係）

京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付申請書  
(拠点運営事業者用)

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

申請者住所

団 体 名

氏 名

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり京都市イノベーション拠点人材育成補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象経費

\_\_\_\_\_円 (A)

2 補助申請額

\_\_\_\_\_円 (C)

3. 申請者の概要		
事業者名		
本社所在地		
代表者名		
ホームページ		
連絡担当者	所属部署・役職	
	氏 名	
	電話番号	
	メールアドレス	

#### 4. コワーキングスペース・シェアオフィスの主な利用者層

--

#### 5. 経費概要

--

※令和8年4月1日～令和9年2月19日の期間内の経費が対象となります。

#### 6. 経費詳細

区分	内訳	補助対象経費 (税抜)	補助申請額 ※補助対象経費の1/2
研修費		円	/
受験・検定料		円	
イベント開催費		円	
合 計		(A) 円	(B) 円

※消費税及び地方消費税は補助対象となりません。税抜き価格を記載してください。

※金額の端数が出た場合は、小数点第一位の金額を切り上げた金額としてください。

## 7. 補助申請額

(B) 又は補助上限額 (500,000 円) のうち低い額  
※千円未満切捨

(C)

円

## 8. 誓約事項

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- 京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱に定める補助対象者の要件を満たしており、今後も事業を継続する意思を有しています。
- 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者ではありません。
- 申請者は、営業に関して必要な認可等を取得しています。
- 申請者は、京都市税の滞納はありません。
- 申請者は、本申請と同一の経費で、国・府・市等が実施する他の補助金等の交付を受けていません。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 申請時に提出した書類一式について、返還を求めません。
- 京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合、記載事項が虚偽であった場合又は上記の申告に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。
- 申請者は、スタートアップ支援や起業家のコミュニティ形成に努めるとともに、本補助金による支援後、創業支援・スタートアップ支援等に係る本市事業に協力します。

法人名又は屋号 \_\_\_\_\_

代表者(職)・氏名 \_\_\_\_\_

## 9 添付書類

- (1) 拠点の概要又は申請者の事業内容がわかるもの（会社パンフレット等）
- (2) 京都市税の納税義務を有する者は納税証明書（市外事業者は所在地の証明書）

京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付申請書  
(拠点利用事業者用)

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

申請者住所  
団 体 名  
氏 名

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり京都市イノベーション拠点人材育成補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象経費

\_\_\_\_\_円 (A)

2 補助申請額

\_\_\_\_\_円 (C)

3. 申請者の概要		
事業者名		
本社所在地		
代表者名		
ホームページ		
連絡担当者	所属部署・役職	
	氏 名	
	電話番号	
	メールアドレス	
主な事業内容		

イベント開催実績	
----------	--

4. 利用する拠点・連携内容	
拠点名称	
拠点との連携内容	

※ 必ず拠点運営事業者と利用や連携について、同意を経て申請すること。

5. 経費概要

※令和8年4月1日～令和9年2月19日の期間内の経費が対象となります。

6. 経費詳細			
区分	内訳	補助対象経費 (税抜)	補助申請額 ※補助対象経費の 1/2
イベント開催費		円	/
合 計		(A) 円	(B) 円

※消費税及び地方消費税は補助対象となりません。税抜き価格を記載してください。

※金額の端数が出た場合は、小数点第一位の金額を切り上げた金額としてください。

7. 補助申請額	
(B) 又は補助上限額 (500,000 円) のうち低い額 ※千円未満切捨	(C) <span style="float: right;">円</span>
8. 誓約事項	
<p>以下のとおり申告します。</p> <p>(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)</p> <p><input type="checkbox"/> 京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱に定める補助対象者の要件を満たしており、今後も事業を継続する意思を有しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請にあたり、拠点管理者の許可を得ています。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者は、営業に関して必要な認可等を取得しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者は、京都市税の滞納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者は、本申請と同一の経費で、国・府・市等が実施する他の補助金等の交付を受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱に定める事項に違反しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請時に提出した書類一式について、返還を求めません。</p> <p><input type="checkbox"/> 京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合、記載事項が虚偽であった場合又は上記の申告に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者は、スタートアップ支援や起業家のコミュニティ形成に努めるとともに、本補助金による支援後、創業支援・スタートアップ支援等に係る本市事業に協力します。</p> <p style="text-align: center;">法人名又は屋号 _____</p> <p style="text-align: center;">代表者(職)・氏名 _____</p>	

## 9 添付書類

- (1) 拠点の概要又は申請者の事業内容がわかるもの（会社パンフレット等）
- (2) 京都市税の納税義務を有する者は納税証明書（市外事業者は所在地の証明書）

第2号様式（第8条関係）

京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付決定通知書

京都市指令 第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長 印

年 月 日付で申請のあった補助金については、審査の結果、京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付(予定)額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助金は、本事業以外に支出してはいけません。
- (2) 本事業終了後は、直ちに別紙様式の実績報告書を提出してください。
- (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。

第3号様式（第8条関係）

京都市イノベーション拠点人材育成補助金不交付決定通知書

京都市指令 第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長 印

年 月 日付で申請の補助金については、審査の結果、京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

事 業 名 京都市イノベーション拠点人材育成補助金

（教示） この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、京都市長に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

第4号様式（第10条関係）

京都市イノベーション拠点人材育成補助金変更等承認申請書

年 月 日

（宛先） 京 都 市 長

申請者住所

団 体 名

氏 名

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定された補助事業の内容を次の

変更

とおり中止したいので、京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱第10条の規定により、

廃止

下記のとおり申請します。

記

1 変更、中止又は廃止の理由

※以降、変更の場合のみ記載

2 変更後の補助対象経費・補助申請額		
区分	変更前	変更後
補助対象経費	円	(A) 円
補助申請額	円	(C) 円

3 変更後の経費概要

4. 変更後の経費詳細			
区分	内訳	補助対象経費 (税抜)	補助申請額 ※補助対象経費の 1/2
研修費		円	/
受験・検定料		円	
イベント開催費		円	
合 計		(A) 円	(B) 円

※消費税及び地方消費税は補助対象となりません。税抜き価格を記載してください。  
 ※金額の端数が出た場合は、小数点第一位の金額を切り上げた金額としてください。

5 変更後の補助申請額	
(B) 又は補助上限額 (500,000 円) のうち低い額 ※千円未満切捨	(C) 円

第5号様式（第11条関係）

京都市イノベーション拠点人材育成補助金変更等承認通知書

京都市指令 第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長 印

年 月 日付けで変更等承認申請のあった補助金について、承認（不承認）することに決定しましたので、京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

（不承認の場合）

（教示） この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、京都市長に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

第6号様式（第12条関係）

京都市イノベーション拠点人材育成補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 京 都 市 長

申請者住所  
団 体 名  
氏 名  
連絡担当者

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定（変更承認）された補助事業について、下記のとおり事業を実施しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により報告します。

記

1 補助対象経費

\_\_\_\_\_円（A）

2 補助申請額

\_\_\_\_\_円（C）

3 事業完了年月日 年 月 日

**4. 経費概要**

※令和8年4月1日～令和9年2月19日の期間内の経費が対象となります。

5. 経費詳細			
区分	内訳	補助対象経費 (税抜)	補助申請額 ※補助対象経費の 1/2
研修費		円	/
受験・検定料		円	
イベント開催費		円	
合 計		(A) 円	(B) 円

※消費税及び地方消費税は補助対象となりません。税抜き価格を記載してください

※金額の端数が出た場合は、小数点第一位の金額を切り上げた金額としてください。

6. 補助申請額	
(B) 又は補助上限額 (500,000 円) のうち低い額 ※千円未満切捨	(C) 円

#### 7 添付書類

- (1) 経費の支払いを確認できる書類（領収書等）の写し
- (2) その他、事業の実施内容を確認できる書類等

第7号様式（第13条関係）

京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付額決定通知書

京都市指令 第 号  
年 月 日

様

京 都 市 長 印

年 月 日付で申請の補助金については、京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付(決定)額 金 円  
※減額の場合 減額理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 事業名 京都市イノベーション拠点人材育成補助金

(教示) この決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、京都市長に対し、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求を行うことができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。